

総務大臣

高市 早苗 様

# 国の施策等に関する 提案・要望書

(令和2年7月)

鳥取県自治体代表者会議  
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	藤	縄	喜	和
鳥	取	県	市	長	深	澤	義	彦
鳥	取	県	市	議	森	岡	俊	夫
鳥	取	県	町	村	宮	脇	正	道
鳥	取	県	町	村	秦	伊	知	郎
議	会	議	長	会	長	長	長	長
議	会	議	長	会	長	長	長	長

## 地方税財源の充実・強化について

### 《提案・要望の内容》

#### 【地方交付税関係】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税や交付税の原資となる国税の収入の急激な落ち込みが見込まれることから、安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保し、別枠の加算により、臨時財政対策債の増加を抑制すること。併せて、新型コロナウイルス感染症の患者数が少ない地方部においても地域経済に甚大な影響が生じていることから、地域経済の回復等の対策を着実に講じることができるよう、適切な交付税の算定を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による消費の抑制等により、地方税収が基準財政収入額で見込んだ額から大きく減少することが懸念されるため、地方消費税をはじめ減収が見込まれる税目を減収補てん債の発行対象に追加すること。また、地方税の猶予対象事業者が破産等で支払能力を失った場合、地方税収の減少が見込まれることから、財政措置を検討すること。
- 今後も増加する社会保障の財源を確実に確保するため、基準税率の引き上げなどにより、これまで以上に地方交付税の財源保障機能を強化するとともに、「地域社会再生事業費」の算定等を通じて、財源調整機能を適切に発揮し、地方部の団体においても必要な財源が配分されるようにすること。
- 臨時財政対策債の残高が累増していることから、地方交付税の法定率引上げにより交付税原資を確保し、臨時財政対策債の縮小・廃止に努めること。
- 「緊急防災・減災事業債」を恒久化するとともに、対象事業を一層拡充すること。また、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」についても、制度を継続するとともに、対象事業の拡充を図ること。
- 公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新等の取組が一層本格化することから、「公共施設等適正管理推進事業債」を継続すること。
- 特に中山間地域においては、バス事業者の撤退や路線の廃止が進み公共交通体系の再構築が必要となっており、一部地域においてはバス路線縮減に伴いタクシーを活用しているところである。地域バス路線の維持等に係る経費は特別交付税にて措置されているところであるが、タクシー助成など道路運送法における乗合バスの許可を受けない経費については対象外であることから、財源措置を拡充させること。
- 「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。

## 【税制関係】

- 令和2年度与党税制改正大綱で、「電気供給業を含め収入金額による外形標準課税については、その課税のあり方について、今後も引き続き検討する。」とされているが、収入金課税は受益に応じた負担を求める外形課税として定着しており、都道府県の基幹税である法人事業税の課税方式の見直しは地方税収に大きな影響を及ぼすため、応益課税に基く現行制度を引き続き堅持すること。
- ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割は都道府県の貴重な財源として、7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。
- 消費税軽減税率制度の実施に伴い令和5年10月に導入される「インボイス制度」について、中小企業者等に混乱が生じないよう実情を踏まえた対策を講じること。

# 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う 新たな法律の制定について

## 《提案・要望の内容》

- 「過疎地域自立促進特別措置法」は令和2年度末に期限を迎えるが、引き続き過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援の充実・強化が必要であることから、新たな時代に対応した過疎対策法を制定し、現行の過疎地域が、いわゆる「一部過疎」の取り扱いを含め引き続き対象となるよう最大限の配慮をすること。

※現行法の過疎地域自立促進特別措置法は、令和2年度末で失効予定であるが、人口減少や少子高齢化の進展により地域の活力の低下が進む等、過疎を取り巻く状況は厳しさを増しており、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化していくことが必要である。また、現行の過疎指定地域においては、地域の課題等に対応するための様々な取組が行われていることを踏まえ、引き続き過疎対象とし支援することが必要である。

## <参考>

### (1) 鳥取県内の過疎地域の現状

#### ① 過疎地域の現状（平成27年国勢調査）

		過疎関係市町村	全市町村	過疎地域の割合
全国	市町村数	817	1,718	47.6%
	人口（人）	10,878,797	127,094,745	8.6%
	面積（km <sup>2</sup> ）	225,468	377,971	59.7%
鳥取県	市町村数	12	19	63%
	人口（人）	78,167	573,441	13.6%
	面積（km <sup>2</sup> ）	1,981	3,507	56.5%

- ② 現行過疎地域（12市町・14地域） ※（ ）付きは、一部過疎  
鳥取市（旧用瀬町、旧佐治村、旧青谷町）、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町（旧八東町）、三朝町、湯梨浜町（旧泊村）、大山町、伯耆町（旧溝口町）、日南町、日野町、江府町
- ③ 自由民主党過疎対策特別委員会「今後の過疎対策の方向性（素案）」の地域指定要件による場合、鳥取市の一部過疎地域は、人口減少・高齢化が深刻化するなど条件不利な状況が継続しているが、財政力要件を満たさないため、過疎地域から外れるおそれ

### (2) 鳥取県内の市町村の声

（平成30年度総務省実施「過疎対策の実施状況に関する調査」より）

- 過疎地域を抱える市町村は財政的に余裕があるわけではないので、今後も税制措置や補助のかさ上げ、過疎対策事業債での交付税措置等を継続して行い、支援の土台としてしっかりとした過疎対策を行ってほしい。
- 過疎対策事業を引き続き強力で推進していただき、県や市町村の活動を支援していただきたい。特に過疎債の措置は町独自で実施する施策の重要な財源となっており、制度の継続を強く要望する。
- 事業を実施する地方自治体の実情をしっかりと認識、把握し、事業実施に係る財政的な支援をお願いしたい。